平成２１年（フ）第１３２号
秋田県大仙市高関上郷字杉本325番地８
債務者　柴田　宗徳
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第３９号
新潟県佐渡市相川五郎左衛門町４番地　ヴィラ天領511号
債務者　井坂　郷史（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前11時
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１３８号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東18番地４
債務者　内堀とみ江
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１４８号
長野県小諸市諸１丁目４番24号
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１５９号
長野県小諸市大字滋野甲1650番地１　サニーハウスせせらぎ105、前住所長野県小諸市本町３丁目１番９号　ショッピングハイツ404
債務者　原田　徳実
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１２８号
島根県大田市大田町大田イ558番地３、前住所島根県大田市大田町大田ハ173番地２
債務者　割烹いろはこと　波多野貫之
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２９号
島根県大田市大田町大田イ558番地３、前住所島根県大田市大田町大田ハ173番地２
債務者　波多野美智子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６７３号
岡山市南区新保803番地７　メゾンドマサ202、前住所岡山市南区新保100番地６
債務者　田中　祐次
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９９号
岡山市東区可知３丁目８番８―303号、前住所兵庫県姫路市南畝町１丁目27番地　グランドール姫路503号
債務者　岩間　　哲
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３３号
岡山市東区広谷669番地
債務者　入野　賢一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４３号
岡山市北区津高930番地１　ディアス津高Ｂ102
債務者　寺田　　修
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６８号
岡山県赤磐市桜が丘西５丁目９番19号
債務者　疋田　和美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７２号
岡山市北区津島福居１丁目13番24号
債務者　大西由美子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１号
大分県豊後大野市緒方町大石558番地
債務者　濱比嘉美香
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第１５６号
長野県小諸市古城３丁目５番８号　三笠ハイツ103、前住所長野県小諸市甲4630番地４
債務者　工藤　芳夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後２時
長野地方裁判所佐久支部